

5 年 保 存
令和10年3月31日満了

F N o . - 01010802
崎 少 (企) 第 8 8 号
令 和 5 年 3 月 1 6 日

各 警 察 署 長 殿

長 崎 県 警 察 本 部 長

「長崎県における学校・警察の相互連絡制度」の実施要領の制定について
(通達)

「長崎県における学校・警察の相互連絡制度」については、学校と警察がそれぞれの役割を果たしつつ、緊密な連携の下で児童生徒の健全育成を図るため、平成21年1月15日付けで、本県警察が長崎県教育委員会及び長崎県私立中学高等学校協会との間で協定を締結し、「長崎県における学校・警察の相互連絡制度」の施行について(通達)」(平成30年3月8日付け崎少(企)第52号。以下「旧通達」という。)により実施要領を定めて運用しているところ、この度、同実施要領について別添のとおり所要の見直しを行い、令和5年3月24日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は本通達の実施をもって廃止する。

学校・警察の相互連絡制度実施要領

1 連絡制度の目的

児童生徒の非行防止・問題行動の解決について、学校と警察がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に理解を深め、連携を密にして対応することにより、児童生徒の健全育成を図ることを目的とする。

2 連絡制度の基本的配慮事項

- (1) 「長崎県における学校・警察の相互連絡制度」(以下「連絡制度」という。)に基づき提供された情報及び警察における調査で得た情報については、個人情報保護の重要性を認識して適正に取り扱うとともに、秘密保持及び管理を徹底すること。
- (2) 連絡制度は、児童生徒の健全育成のために実施するものである。したがって、連絡制度により情報を入手した場合は、児童生徒や保護者に対して十分な指導を行うこと。

3 協定内容

公立校に係る連絡制度にあつては別紙1、私立校に係る連絡制度にあつては別紙2のとおりである。

4 連絡対象事案

(1) 警察から学校への連絡対象事案

警察から学校への連絡対象事案は、連絡制度に関する協定書第5条に掲げる事案であるが、具体的には、別表1「学校連絡判断基準」とおりとする。

(2) 学校から警察への連絡事案

学校内における児童生徒の問題は必要に応じて保護者と連携を図りながら、学校内で解決することが基本とされているが、別表2「学校から警察署へ連絡される事案」に記載の学校や保護者の指導だけでは解決が困難であり、かつ、警察との連携が必要であると校長が認める事案については、警察署へ連絡がなされる。

5 連絡担当者等

連絡責任者である警察署長が指定する連絡担当者には、少年事件選別主任者(生活安全課長又は刑事生活安全課長をいう。)又は少年事件選別補助者(少年警察担当係の係長をいう。)を充てるものとする。

連絡担当者は、自課以外の課での取扱い事案についても、正確な連絡を期するため、対象事案を取り扱った主管課との連携を密にしておくこと。

6 警察から学校への連絡要領

(1) 連絡の内容

ア 連絡対象事案に係る児童生徒(以下「対象児童等」という。)の氏名、学年、年齢等

イ 連絡対象事案の概要

ウ 対象児童等の健全育成に資するために必要な情報

(2) 連絡用資料の作成

連絡制度に基づく連絡を行うに当たっては、事前に少年警察担当係において別記様式1号「警察から学校への連絡表」（以下「連絡表」という。）を作成しておくものとする。

なお、連絡表については、対象児童等に係る人定事項、対象事案の種別、非行概要等に誤りがないよう各級幹部が確実に点検すること。

(3) 連絡時期

ア 逮捕事案

原則として、逮捕後、速やかに連絡を行うものとする。ただし、共犯事件、否認事件等、逮捕時に連絡することが事後の捜査に影響を及ぼすおそれがあるときは、そのおそれが解消したと認められる時点で連絡するものとする。

イ 任意事案、触法事案ぐ犯事案

事案の全容が解明され、送致（付）又は通告までの間に時期を失せずに行うものとする。

ウ 不良行為少年に係る事案

不良行為少年として補導し、少年補導票を作成した後、連絡を行うものとする。

(4) 連絡手順等

連絡制度に基づく連絡は、(2)で作成した連絡表を基に、学校と警察の連絡担当者等が面接又は電話により行うものとし、その手順については、別表3「学校・警察の相互連絡制度運用フローチャート」のとおりである。

なお、連絡に当たっては、連絡制度に基づく連絡であることを告げた上で行うこと。

(5) 連絡後の措置

ア 犯罪少年に係る事案

対象児童等に係る犯罪事件処理簿、身上調査表及び少年カードの欄外に、連絡日、連絡先（学校名）等を記載するものとする。

イ 触法少年及びぐ犯少年に係る事案

対象児童等に係る少年事件処理簿（触法・ぐ犯調査用）及び少年カードの欄外に、連絡日、連絡先（学校名）等を記載するものとする。

また、送致事案にあつては、対象児童等に係る身上調査表の欄外に、通告事案にあつては、対象児童等に係る児童通告書の欄外に、連絡日、連絡先（学校名）等を記載するものとする。

ウ 不良行為少年に係る事案

対象児童等に係る少年補導票の連絡欄「2 学校連絡」に連絡状況等を記載するものとする。

7 学校から警察への連絡に対する措置

連絡制度に基づき学校からの連絡を受理した事案については、受理警察署において別記様式2号「学校から警察への連絡受理表」（以下「受理表」という。）を作成し、今後の措置等について処理方針を検討の上、当該事案に対する措置を講ずるものとする。

8 情報管理の徹底

- (1) 連絡制度に基づき提供された情報については、流出、紛失等の防止を徹底すること。
- (2) 連絡表び受理表は、少年警察担当係において3年間保存するものとする。

9 報告

- 連絡制度を運用するに当たり、紛議や疑義等が生じたときは、生活安全部人身安全・少年課に報告すること。